

個別避難計画についてのご説明

1. 個別避難計画とは？

災害時の避難の支援を効果的に行うために、避難行動要支援者名簿に記載されている方のうち、ご同意いただいた方についてのみ作成する、お一人お一人の支援者、避難場所、避難経路などを記載する避難計画です。

2. 個別避難計画を作成する対象者は？

避難行動要支援者名簿に記載されている方のうち、個別避難計画の作成についてご同意いただいた方が対象者となります。ご同意いただいていない方については、個別避難計画は作成されません。

3. 個別避難計画の活用方法は？

災害発生時にスムーズな避難支援等を行えるようにするために、災害が発生していない平常時から個別避難計画の情報を民生児童委員、自治会長その他の避難支援等関係者に提供します。

4. 個人情報の取扱いは？

名簿情報については、町及び避難支援等関係者に守秘義務が課されます。個人情報を適切に管理し、避難支援等に関する目的以外には使用しません。

5. ご注意いただきたいこと

同意・不同意等のご意向については、変更の申し出がない限り自動継続としますので、同意・不同意のご意向を変更したい場合や、長期入院・施設入所等からご自宅に戻られた場合は、意向確認書を改めてご提出ください。

なお、支援者が避難支援等について法的責任や義務を負うものではありません。災害発生時には、支援者も被災する可能性があり、速やかな支援が難しい場合もありますことをご理解ください。

6. 今後の予定について

想定浸水深度が高い区域にお住まいの方や医療機器用の電源喪失等が命にかかわる方など、優先度の高い方から順に、段階的に個別避難計画の作成を推進していく予定です。

また、優先度の高い方以外については、ご本人や支援者が個別避難計画を自ら作成できるよう支援を進める予定です。